

いわゆる「ごみ屋敷」対策を進めるための条例案の骨子に関する 市民意見募集について

1 趣旨

ごみ等を自宅の敷地内外に溜め込んでしまい、周辺住民の生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」が社会的に関心を集めています。

本市においても、問題解決が長期にわたって困難となっている事例も散見され、地域の課題となっています。そこで、これまでの取組を一層推進していく仕組みを構築するため、関係局区による対策検討プロジェクトを立ち上げ、「ごみ屋敷」問題の解決に向けた検討を行ってきました。

このたび、プロジェクトにおいて、対策を進めるにあたって必要な条例案の骨子をまとめましたので、広く市民の皆様のご意見を募集します。

2 市民意見募集期間

平成 28 年 4 月 1 日（金） ～ 平成 28 年 5 月 6 日（金）

3 リーフレット配付場所

- (1) 市役所（市民情報センター）
- (2) 各区役所（区政推進課広報相談係）
- (3) 地域ケアプラザ、区社会福祉協議会 など

※リーフレットは横浜市ホームページからもご覧いただけます。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kikaku/publiccomment.html>

4 意見提出方法

- (1) 郵送：リーフレット付属の専用はがき
- (2) F A X：045-664-4739
- (3) 電子メール：kf-g-project@city.yokohama.jp
- (4) 健康福祉局企画課（「ごみ屋敷」対策検討プロジェクト事務局）へ持参

5 添付資料

市民意見募集用リーフレット

～市民意見募集～

いわゆる「ごみ屋敷」対策を進めるための条例案の骨子について、市民の皆様のご意見をお寄せください。

市民意見募集期間：平成28年4月1日（金）～平成28年5月6日（金）

住居やその敷地内にごみ等を溜め込んでしまい、周辺住民の生活環境に様々な影響を及ぼしている、いわゆる「ごみ屋敷」が社会的に関心を集めています。本市においても、ごみを含む物の堆積による悪臭、害虫の発生、火災の危険性等の苦情が寄せられていますが、現行の法令では、対応できる範囲に限界があります。このため、問題解決が長期にわたって困難となっている事例も散見され、地域の課題となっています。

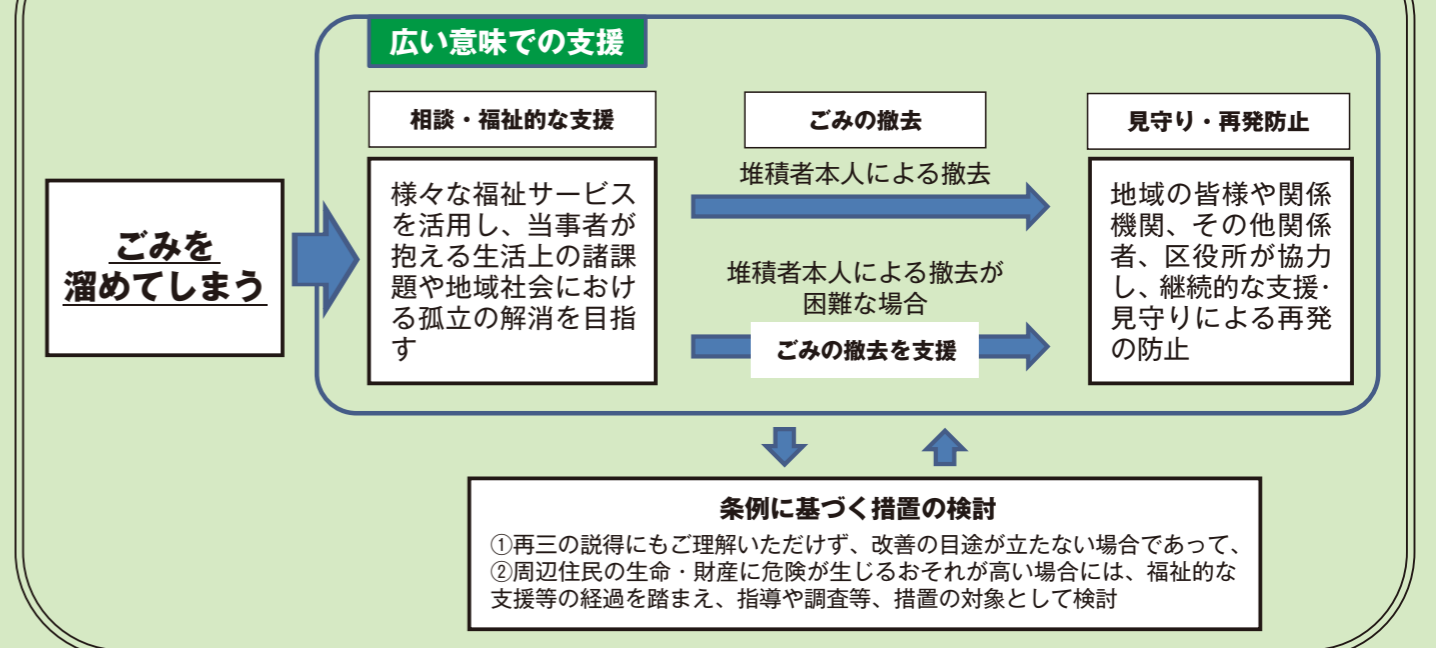
本市では、当事者との対話や説得に努めていますが、これまでの取組を一層推進していく仕組みを構築するため、平成27年9月に関係区局による対策検討プロジェクトを立ち上げ、「ごみ屋敷」問題の解決に向けた検討を行い、基本的な考え方をとりまとめました。

＜本市の取組の基本的な考え方＞

- 1 家が「ごみ屋敷」化する原因は様々ですが、この問題は、認知症、加齢による身体機能の低下等に起因していることもあり、根本的な解決を図るために、ごみを片付けるだけでなく、**当事者に寄り添い、福祉的な支援に重点をおいて取組を進める**
- 2 一方で、周辺住民の生命・財産に深刻な影響を及ぼすおそれがあるにもかかわらず、再三の働きかけにも応じないケースも見られることから、指導や調査等、これまでよりも幅広いアプローチが可能となるようにする

上記の基本的な考え方に基づき、条例を制定する必要があると考え、その骨子を取りまとめましたので、広く市民の皆様のご意見を募集します。

いわゆる「ごみ屋敷」対策全体のイメージ



【募集期間】平成28年4月1日（金）～平成28年5月6日（金）【必着】

【提出方法】郵送、FAX、電子メール、持参（様式は自由です）

【問い合わせ先】

横浜市健康福祉局企画課（ごみ屋敷対策検討プロジェクト事務局）

住所：横浜市中区港町1-1

電話：045-671-3662 FAX：045-664-4739

【ホームページ】<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenko/kikaku/publiccomment.html>

【留意事項】

- ・いただいたご意見は、ご意見の概要とそれに対する横浜市の考え方をとりまとめ、後日公表するとともに、「横浜市建築物等における物の堆積等に起因する不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例案（仮称）」の検討の参考に利用させていただきます。
- ・氏名及び住所は、責任あるご意見を求める趣旨により記載していただいています。なお、ご意見の提出に伴い取得したメールアドレス、FAX番号等の個人情報は、「横浜市個人情報の保護に関する条例」の規定に従い、適正に管理し、ご意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認の目的に限って利用します。

※市民の皆様からのご意見の内容等を踏まえて更に検討を進め、平成28年9月の市会に条例案を提出し、市会の議決を得た後、できるだけ速やかに施行したいと考えています。

～市民の皆様からのご意見をお待ちしています～

郵便はがき

231-8790

017

横浜市中区港町1-1

横浜市健康福祉局

企画課 行

提出方法

- ①郵送
左のハガキをご利用ください
- ②FAX
045-664-4739
- ③電子メール
kf-g-project@city.yokohama.jp
- ④持参
下記担当までご持参ください

横浜市健康福祉局企画課
（ごみ屋敷対策検討プロジェクト事務局）
住所：横浜市中区港町1-1

FAX、メール等で提出される場合も住所、氏名を明記いただきますようお願いします。



料金受取人払郵便



差出有効期間
平成28年
5月6日まで
(切手不要)

■氏名

■住所（〒 — ）

～条例案の骨子～

1 名称（仮称）

「横浜市建築物等における物の堆積等に起因する不良な生活環境を解消するための支援及び措置に関する条例」

2 目的

住居その他の建築物及びその敷地における物の堆積及び放置により生じた不良な生活環境が居住者及び周辺住民に様々な影響を及ぼしていることから、その解消、発生や再発の防止を図るための支援及び措置に関し必要な事項を定めることにより、安全で良好な生活環境を確保し、もって市民が健康で安心して暮らすことのできる地域社会の実現に資することを目的とします。

3 対象

物の堆積等により、悪臭を発生し、害虫等を発生させ、又は火災等の危険性を増加させるなど、不良な生活環境をもたらしている建築物及び敷地、並びにその堆積者とします。

4 基本方針

不良な生活環境の解消は、次に掲げる基本方針に基づき、推進されるものとします。

- ア 不良な生活環境の解消は、発生させた堆積者が行うことを基本とする。
- イ 地域社会における孤立その他の生活上の諸課題が背景にあることを踏まえ、福祉的観点から堆積者に寄り添った支援を行う。
- ウ 堆積者が不良な生活環境の解消を自ら行うことが困難な場合には、本市、地域住民、関係機関、その他の関係者が協力して解消に努める。また、地域の協力を得ながら、不良な生活環境の発生防止に努める。
- エ 本市が不良な生活環境の解消に取り組むに当たっては、堆積者への支援を基本とし、支援による解決が難しい場合には、措置を適切に組み合わせて行う。

5 責務

基本方針に基づき、本市及び市民の責務を定めます。

- ア 本市の責務
地域住民、関係機関、その他関係者と協働して、市内の建築物等における物の堆積等に起因する不良な生活環境の解消に努めるとともに、そのために必要な施策を総合的に推進する。
- イ 市民の責務
居住し、又は所有・管理する建築物等が不良な状態にならないよう、努めなければならない。

6 支援

基本方針に基づき、堆積者に寄り添った支援等を行います。

- ア 本市は、建築物等における物の堆積に起因する不良な生活環境の解消に関し、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行う。
- イ 本市は、地域住民、関係機関、その他の関係者と協力して、不良な生活環境の解消を自ら行うことができない堆積者に対し、堆積物の撤去等の支援を行う。
- ウ 撤去等の支援に際し必要となる費用は、堆積者が負担することとするが、経済的、身体的・精神的事由に該当する場合、その他必要と認められる場合は減免する。

7 措置

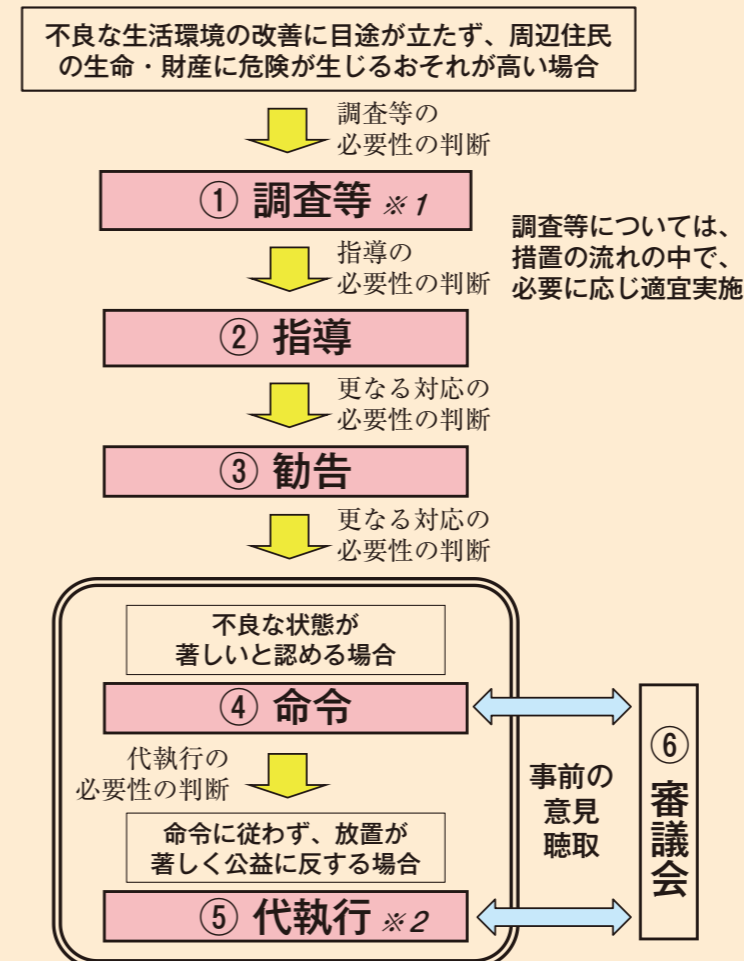
公共の福祉の観点から、必要な措置を講じることができることとします。

① 調査等 ※1	市長は、堆積者、建築物等の所有者及び官公署に対し、必要な調査をし、又は報告を求めることができる。また、職員に、当該建築物等に立ち入り、調査させ、又は関係者に質問をさせることができる。
② 指導	市長は、書面により、堆積者等に必要な指導を行うことができる。
③ 勧告	市長は、指導を行ったにもかかわらず、不良な生活環境が解消しないときは、期限を定めて、堆積者等に必要な措置をとることを勧告することができる。
④ 命令	市長は、勧告を行ったにもかかわらず、不良な生活環境が解消せず、不良な状態が著しいと認めるときは、期限を定めて、堆積者等に措置を命じることができる。
⑤ 代執行 ※2	市長は、命令が履行されず、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認めるときは、行政代執行法の定めるところにより、必要な措置を自ら行うことができる。
⑥ 審議会	市長は、命令又は代執行を行おうとするときは、事前に審議会の意見を聴かなければならない。

※1 立入調査については、住居不可侵の原則から、本人が拒否した場合には、強制的に立ち入ることはできない点に留意が必要。

※2 行政代執行法において、代執行は「他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつその不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限り可能とされている。

【条例に基づく措置の流れ（イメージ図）】



いわゆる「ごみ屋敷」対策を進めるための
条例案の骨子についての意見記入用紙

※お寄せいただいたご意見については、市の考え方と併せてホームページで公表します。
※ご記入いただいた内容については、意見募集の用途以外には使用いたしません。